



八千代市監査公表第5号

令和元年7月29日

八千代市監査委員 江頭博彦

八千代市監査委員 大谷益世

八千代市監査委員 木下映実

### 監査結果公表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による都市整備部の監査を行ったので、次のとおり公表します。

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象機関

都市整備部

- (1) 都市計画課
- (2) 建築指導課
- (3) 都市整備課（開発指導室を含む。）
- (4) 公園緑地課
- (5) 土木管理課
- (6) 土木建設課
- (7) 土木維持課

### 2 監査の範囲

平成30年度（平成31年4月末現在）における都市整備部所管の財務事務及び事務事業（一部、過年度分を含む。）

### 3 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

### 4 監査の期間

平成31年4月12日から令和元年7月26日まで

## 第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は、関係法令等及び予算目的ののっとして執行されており、おおむね適切であると認められた。

なお、監査対象機関ごとの所見（指摘事項、要望事項）は、次のとおりである。

所見

対象機関	区 分	内 容
都市計画課		特に指摘，要望する事項はない。
建築指導課		特に指摘，要望する事項はない。
都市整備課	指摘事項	<p>1 予算の繰越しについて</p> <p>吉橋 11 号線用地取得に係る公有財産購入費については，平成 30 年度に設定した繰越明許費 2,070,000 円を翌年度に全額繰り越している。しかしながら，平成 30 年度内に全ての地権者と契約を締結し，同年度の支出負担行為を契約額である 1,899,657 円にて行っていること，また令和元年度に契約額の変更が見込みまれないことから，繰り越すべき予算は契約額とすべきである。</p> <p>今後は，適正な予算の繰越手続をする必要がある。</p>
都市整備課 (開発指導室)		特に指摘，要望する事項はない。
公園緑地課		特に指摘，要望する事項はない。
土木管理課		特に指摘，要望する事項はない。
土木建設課	要望事項	<p>1 水生植物園のあり方について</p> <p>桑納川水辺空間整備事業として整備された水生植物園については，水生植物管理業務委託など年間約 200 万円の維持費用が発生している。水生植物園に対しては，平成 24 年度定期監査結果において，自然環境を生かし観光推進部門等と連携するなど，その活用について検討されたい旨を要望事項としたところ，市の観光資源として活用することを観光推進室と連携し検討するとの回答を受けている。</p> <p>しかしながら，市の観光資源として活用する具体的な取組がなされていない状況にあることから，水生植物園の事業効果を改めて検証した上で，維持管理方法も含め今後のあり方について検討されたい。</p>
土木維持課		特に指摘，要望する事項はない。